

衆議院財務金融委員会ニュース

平成 20.10.29 第 170 回国会第 2 号

10月29日、第2回の委員会が開かれました。

1 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）

保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）

- ・中川国務大臣（金融担当大臣）から提案理由の説明を聴取しました。
- ・中川財務・金融担当大臣、谷本内閣府副大臣、宮澤内閣府副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
（参考人）日本銀行副総裁 西村清彦君

（質疑者及び主な質疑内容）

佐藤 ゆかり君（自民）

- ・金融機能強化法改正案においてモラルハザードの防止はどのように担保されているのか。
- ・銀行等保有株式取得機構による買取り再開は時価ではなく理論値で行うべきではないか。
- ・証券化商品ビジネスに対し、政府は裏付資産の監視も行うべきではないか。

山本 有 二君（自民）

- ・G7において中川大臣が提案したIMF緊急融資制度の具体的内容を伺いたい。
- ・金融商品に対するIMFの調査・研究機能を強化する必要があるのではないか。
- ・責任共有制度による中小企業への融資枠拡大の実効性について伺いたい。

石井 啓 一君（公明）

- ・銀行の自己資本比率規制緩和の実施時期について伺いたい。
- ・銀行の経営責任を必ずしも問わないこととすることで中小企業への信用供与の実効性は確保できるのか。
- ・過小資本に陥った大手行には預金保険法を適用すべきではないか。

大 島 章 宏君（民主）

- ・改正案の目的は、金融機関の救済なのか中小企業金融の円滑化なのか。
- ・中小企業融資の現場では、新規融資・条件変更の拒否

や債権転売先のサービサーによる悪質な債権回収が行われたりしている現状に対する金融庁、中小企業庁、法務省の認識と姿勢を伺いたい。

- ・返済条件を緩和した中小企業向け債権の取扱いの弾力化については、金融検査マニュアルの改訂にとどまらず、大臣通達により、金融機関に対して徹底すべきではないか。

古 本 伸一郎君（民主）

- ・サブプライムローン問題に端を発した金融不安による我が国経済への影響について、中川大臣の認識を伺いたい。
- ・金融機関の中小企業向け貸出状況について、短期の間隔で検査を実施すべきではないか。
- ・定額減税から給付金への変更の報道がされているが、耐久消費財の購入を増加させるには、中川大臣が提案していた定額減税の方が望ましいのではないか。

松 野 頼 久君（民主）

- ・公的資金注入枠は、2兆円なのか10兆円なのか。またその財源は何か。
- ・改正案の施行によって、中小企業の円滑な資金繰りが可能となるのか。
- ・金銭消費貸借契約の条件変更があった場合でも、直ちに不良債権区分に入れないよう金融検査マニュアルを運用すべきだと思うがどうか。

階 猛君（民主）

- ・ J Aバンク全体で各農家への貸付等の金額を集計して公表すべきではないか。
- ・ 改正案における金融機関等の経営責任と現行法における経営責任に相違点はあるか。
- ・ 国に対する資本注入の申込みによる風評リスクが申請の意思決定に影響を与えるのではないか。
- ・ 新銀行東京の融資における口利きの実態について金融庁はどのような検査を行っているのか。また、同行に対する公的資金注入はすべきではないのではないか。

佐々木 憲 昭君（共産）

- ・ 今回の金融危機が生じた背景について大臣の見解を伺いたい。
- ・ 貯蓄から投資への流れを推進することには問題点もあると考えるが大臣の見解を伺いたい。
- ・ 資本注入により最終的に損失が生じた場合は国民負担ではなく銀行業界が負担するべきではないか
- ・ 中小企業への融資が進まない中で、メガバンクが法人税を払っていないことについて大臣の見解を伺いたい。